

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

小樽市立青園中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっている。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっている。

生徒が安心・安全で、意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識に立ち、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため「学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

2 いじめとは

(1) 定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを理解するにあたっての留意点

- ・様々な理由でいじめの事実を否定する生徒については、生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・インターネット等、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が苦痛を感じていない場合でも同様の対応をする。
- ・生徒の善意の行為が相手側に心身の苦痛を感じさせる場合や多くの生徒が被害生徒としてだけでなく加害生徒として巻き込まれること、短期間で被害と加害の関係が入れ替わる事実も踏まえ、対応する。
- ・「けんか」や「ふざけあい」でも背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、対応する。
- ・発達障がい等、様々な理由で特に配慮が必要な生徒については、特性を踏まえ適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の生徒に必要な指導を行う。

(3) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめが解消している状態

- ・いじめに係る行為が止んでいる

～被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続している

- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていない

～被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない（面談等により確認する）

3 学校と保護者の責務

(1) 学校の責務

学校は加害生徒に加害行為を認識させること

(2) 教職員の責務

いじめを発見した場合等に組織的に対応すること

(3) 保護者の責務

未然防止のために保護者自身の意識を一層高めること

4 いじめの防止等について

(1) いじめの防止に向けた日常的な取組

- ・日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。
- ・日常の学習活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接する。
- ・日頃の授業や道徳、特別活動等において思いやりの心をはぐくむ教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。
- ・生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という雰囲気を醸成する。

(2) いじめの早期発見・早期対応、及び再発防止に向けた取組

- ・アンケートや教育相談において生徒が発信したSOSに迅速に対応する。
- ・教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、毅然とした指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等とも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- ・定期的にアンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- ・訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策委員会（生徒指導部）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- ・いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

(3) 指導力向上等の取組

- ・校内研修等において定期的に生徒の情報交換を行い、気になる生徒について教職員全員で共通認識するとともに、指導方針・方法について協議し対応に当たる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・学校だよりや学級だより等を活用し、スマートフォンやインターネットの正しい利用やフィルタリングの設定などについて啓発する。

- ・各教科や特別活動等においてスマートフォンやインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し情報モラル教室を開催する。
- ・定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。

5 重大事態について

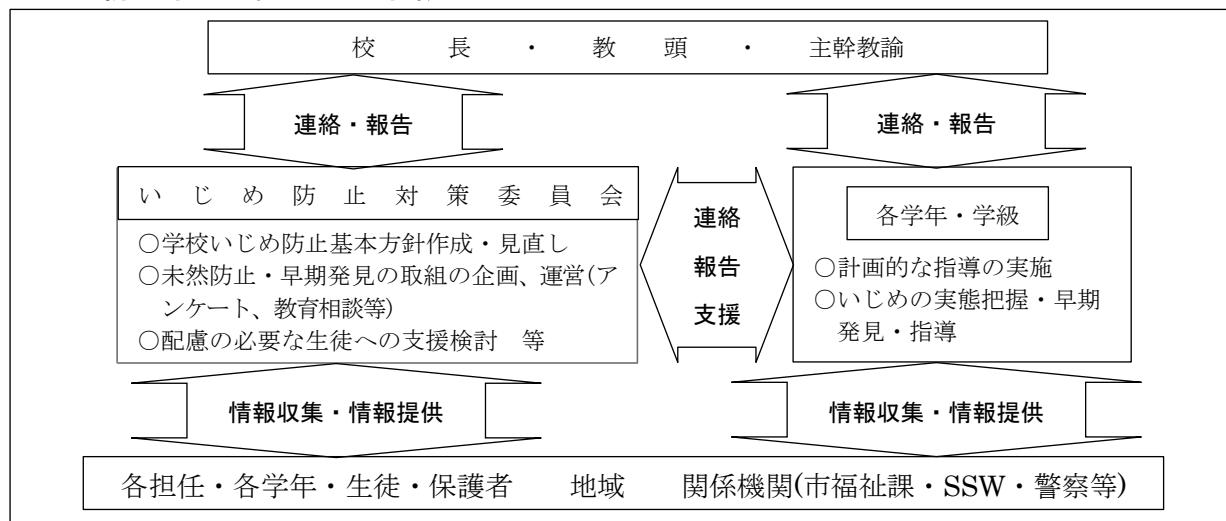
(1) 重大事態とは

- ・いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

6 いじめ防止等の対策のための組織



7 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置

